

核被害者として原爆被爆二世や将来世代を含む核被害者の人権の確立と 核廃絶を訴える

全国被爆二世団体連絡協議会 第11回NPT再検討会議（ニューヨーク） 2026年4月

1 全国被爆二世団体連絡協議会は、日本国内における原爆被爆二世（以下「被爆二世」という）（含む原爆被爆三世）でつくる団体によって1988年12月に結成された。当会は、原爆被爆者（以下「被爆者」という）の体験を継承し被爆者および被爆二世・三世の人権を確立し、生命と健康を守り、あわせて核被害をなくし、核廃絶と完全軍縮を実現する運動を行うことを目的としている。30年以上にわたって活動してきたが、被爆二世の人権確立も核廃絶も実現していない。

2 2017年7月、国連で採択され、2021年1月に発効した核兵器禁止条約は、その前文において、「現在と将来の世代に対する核兵器の危険性と結果に対する認識を高めることが重要である」と記載され、「被害者に対する援助」が第6条に盛り込まれた。そして当会は、2022年6月にウィーンで開催された核兵器禁止条約第1回締約国会議へ作業文書「日本における原爆被爆二世が置かれた状況に関する情報と核兵器禁止条約第6条の「被害者に対する援助」に関する提案」を提出し、①被爆二世や将来世代を含む核被害者を「被害者」の対象とすること、②日本における被爆者援護法の本来の立法趣旨に基づく総合的な「被害者に対する援助」を提案している。

3 また当会は、2022年8月、ニューヨーク・国連本部で開催された第10回NPT再検討会議に代表団を派遣し、サイドイベントやNGO意見表明セッションで、被爆二世や将来世代を含む核被害者の人権確立と核廃絶を訴えた。被爆者が高齢化していく中で、原爆放射線の遺伝的影響を否定できない核被害者である、私たち被爆二世が、被爆者の体験を継承し、自らの体験を踏まえ、将来世代を含む核被害者の人権の確立と核廃絶を強く訴え、その実現をめざしたいと決意している。私たちの体験と考えを参加者と共有し、核軍縮の前進のために貢献したいと強く希望している。

4 1945年8月6日午前8時15分広島に、同年8月9日午前11時02分長崎に、アメリカ軍が投下した原子爆弾によって、被爆者が生み出された。アメリカ軍による原爆投下によって20万人以上の人々が傷つき、殺された。生き残った被爆者も、原爆放射線による急性障害と後障害に苦しみ、健康障害に伴う生活困難と、社会的偏見や社会的差別に苦しみ続けてきた。日本政府は、被爆者の長年にわたる運動の結果、被爆者に対しては、「被爆者援護法（被爆者を援護する法律）」によって、無料の健康診断、医療や手当の給付、などの援護対策を行ってきた。しかし、被爆80年が過ぎた今日に至っても、日本政府によって被爆者の人権さえ十分には保障されていない。未だに被爆者として認められない被爆者がいる。そして、被爆者は今も国家補償に基づく「被爆者援護法」を求め続けている。

5 被爆二世は被爆者の次の世代である。戦争中に原爆が投下された当時、生を授かっていなかった被爆二世が、原爆放射線の遺伝的影響によって、現在あるいは将来にわたって健康リスクを負うことは不当なことである。被爆二世は次のような問題を抱え、人権を侵害されてきた。

第1の問題は、原爆放射線の次世代への遺伝的影響による健康リスクを負っている問題である。これまでに多くの被爆二世が、被爆者である親と同じようにガンや白血病などで亡くなってきた。そして現在、ガンや白血病などの病気に罹って苦しんでいる被爆二世がいる。また、親が被爆したために、自分も親と同じような病気に罹ったのではないかと考え、現在患っている病気に対し、また将来罹るかもしれない病気に対する精神的な不安と苦悩を日々抱えながら生活をしている被爆二世もいる。このように被爆二世は過去と現在の健康障害、そして将来の健康障害に対する健康不安に苦しんでいる。

第2の問題は、被爆者の子どもであるために社会生活上の困難を強いられてきたという問題である。原爆による病気や障害に苦しみ、その結果、定職にも就けなかった被爆者、あるいは低賃金にあえいだ被爆者は少なくない。貧困故に十分な教育を受けられなかった被爆二世がいる。成人後も被爆者である親や祖父母の看病に追われて経済的に困難な生活を強いられてきた被爆二世もいる。また、親である被爆者と同様に、病気故に収入が減り、病気の治療も十分にできないという「病気と貧困の悪循環」の中で生きてきた、そして今も生きている被爆二世もいる。

第3の問題は、被爆二世が深刻な社会的偏見や差別を受けているという問題である。「被爆二世は皆、親の被爆が原因で健康障害になる」「被爆二世と結婚すれば先天障害を持つ子が生まれる」といった偏見を人々が持ち、それが差別につながっている。被爆二世であることがわかったために、相手の親から反対され結婚ができなくなったり、離婚され自殺を図ったり、会社を辞めさせられた被爆二世がいる。すべての被爆二世が健康障害になるわけではないにもかかわらず、「被爆二世にはすべて健康障害がある」という社会的偏見が存在し、差別につながっている。このように被爆二世は社会的偏見や差別と向き合いながら日々の生活を送っている。

6 これまで当会では、30年以上にわたって、日本政府に対して、被爆二世を「被爆者」として位置づけ「被爆者援護法」を適用することを求めてきた。しかし、日本政府は、「被爆二世については、現在までのところ、原子爆弾の放射線による遺伝的影響があるという科学的知見が得られていないため、被爆二世に対する被爆者援護法の適用拡大を検討することは考えていない」と、普遍的定期審査における日本政府審査・勧告に対する見解を、2018年3月に国連人権理事会に報告している。

7 ヒト以外の動植物の実験では放射線の次世代への影響がすでに証明されている。「ヒトは例外ではないであろう。」というのが原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）の2001年の報告であり、国際的コンセンサスである。例えばマウスによる実験では、放射線被曝した親マウス（雄）の子どもの世代に、ガンを含む様々な「病気になり易い体質」を持つマウスが出現し、その体質は次の世代以降にも伝わっていくことが証明されている。ヒトもマウスと同じ哺乳動物であるから、このようなマウスの実験結果は、原爆による放射線被曝によって、ヒトでも遺伝的影響による健康リスクの増大がもたらされることを示唆している。

8 また、1992年に開催された「国連環境開発会議」（地球サミット）の「環境と開発に関するリオ宣言」では「重大あるいは取り返しのつかない損害のおそれがあるところでは、十分な科学的確実性がない」場合でも対策を遅らせてはならないと「予防原則」が国際的に確認された。

9 日本政府が起こした侵略戦争の結果、アメリカ政府によって原爆が投下され、被爆者、被爆二世が生まれた。したがって、原爆投下に対する責任は、戦争を起こした日本政府及び原爆を投下したアメリカ政

府にある。日本政府は、サンフランシスコ講和条約の締結により、アメリカ政府に対する損害賠償請求権を放棄している。したがって、被爆者や被爆二世に対して援護対策を講じる、人権を保障する責任は日本政府にある。日本政府は被爆二世が置かれている状況を十分に理解し、被爆二世に対して「被爆者援護法」を適用することによって、被爆二世の人権を保障するべきである。

10 私たち被爆二世は、被爆者である親の生殖細胞が原爆放射線に直接被爆し、それが受精・授精して、細胞分裂を繰り返して分化・発育し、私たちの体は形成されている。ですから、私たち被爆二世も被爆者であり、親が受けた原爆放射線の遺伝的影響を否定できない核の被害者である。被爆者の次の世代である被爆二世に対して、日本政府がどのような援護対策を講じるか、人権を保障する措置を講じるかは、日本の被爆二世の問題にとどまらず、世界の核被害者の次世代の人権保障につながる極めて重要な国際人権問題である。核被害による人権侵害の最たるものの一つが放射線の将来世代への影響である。この核被害による人権侵害が世界の共通認識となれば、そのことが再び核被害者をつくらないこと、核のない世界の実現につながっていくと確信している。そして、原爆による甚大な人権侵害としての放射線の将来世代への影響の問題を国際社会に訴えていくことが日本の被爆二世の使命であり、責務であると考えている。

11 私たち被爆二世は、核兵器の人権侵害の最たるものの一つが、放射線の次世代への影響であることを、自らの体験から国際社会に強く訴える。現在、世界には核兵器の被害者だけではなく、マーシャル諸島のような核実験による被害者や、チェルノブイリやフクシマのような「核の平和利用」による被害者など多くの核被害者が存在している。また、日本の過去の植民地支配や侵略戦争の結果、被爆二世も朝鮮半島など日本以外の国にも存在している。私たちは、被爆二世や将来世代を含む核被害者の人権の確立と、核被害者を再びつくらないために核廃絶を訴える。

12 「核と人類は共存できない。」これはヒロシマ・ナガサキの被爆者が自らの苦しみの体験の中から、また世界中のヒバクシャとの交流・連帯の中から学び、確信するようになった教訓であり、世界へのメッセージである。私たち、被爆二世もまた、核被害者として同じ思いを、強く訴える。核兵器保有国は核拡散防止条約（NPT）第6条に基づき核軍縮と全般的完全軍縮のための交渉を真剣に効果的に進めるべきである。そして、核兵器廃絶のために、核兵器保有国も、その「核の傘」に依存する全ての国も、「核兵器禁止条約」に署名し、批准すべきである。全ての国は「核の平和利用」から撤退すべきである。

被爆二世や将来世代を含む核被害者の人権を確立しよう。そして再び核被害者をつくらないために「核のない世界」に向かって前進しよう。

全国被爆二世団体連絡協議会

事務局住所：〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11

原水爆禁止日本国民会議 気付

E-mail : nobo-may@sahi.email.ne.jp

ホームページ : <http://www.c-able.ne.jp/~hibaku2/>

→

